



「ストレスチェック実施の義務化」

労働者数50人未満の事業場は当分の間、努力義務ですが…

★ストレスチェックとは

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理理的な負担の程度を把握するための検査です。

- ①年に1回、ストレスチェックを実施することが事業主の義務 **平成27年12月1日施行**
- ②ストレスチェックの調査票には「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域を含みます。

★制度の目的は

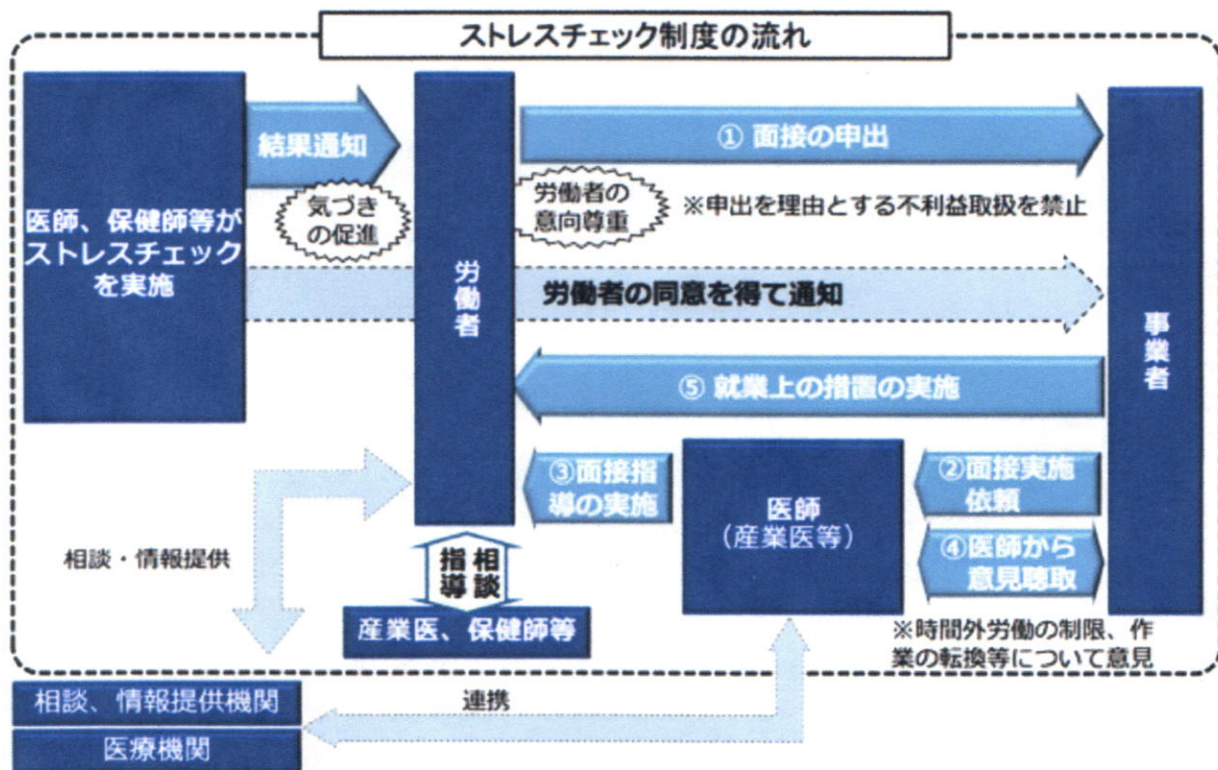
- ①一次予防を主な目的とする(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- ②労働者自身のストレスへの気づきを促す。
- ③ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。



★面接指導の実施

- ①高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務となります。
- ②事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。



ストレスチェック制度関係Q&Aより

- ①第1回のストレスチェックは、平成27年12月1日の施行後、1年以内(平成28年11月30日まで)に、実施する必要があります。(結果通知や面接指導の実施までは含みません。)
- ②ストレスチェック及び面接指導の費用については、法で事業者にはストレスチェック及び面接指導の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものです。
- ③賃金の支払いについては労使で協議して決めることとなりますが、労働者の健康の確保は事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、賃金を支払うことが望ましいです。(一般健診と同じ扱い)
- ④労働者数50人以上の事業場については、ストレスチェック制度の実施は事業者の法的な義務であり、これにかかる費用を国が助成することは想定していません。
なお、努力義務である労働者数50人未満の事業場については、複数の事業場がストレスチェックや面接指導を合同で実施した場合の費用を助成する制度を設けることとしています。
(平成27年6月から労働者健康福祉機構が実施予定)
- ⑤健康診断と異なり、ストレスチェックについては、事業者が指定した実施者以外(例えば「かかりつけ医」等)で受けた場合、ストレスチェックを受けたこととはなりません。